

独立行政法人日本貿易保険年度計画
(2012年度〔平成24年度〕)

12-一般-00122
2012年3月30日

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じた
お客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と
比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発等に取り組み
ます。

(1) 商品性の改善

①現行保険商品の見直し

お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化、各国貿易保険機関の提
供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討するほか、海外フ
ロンティング、海外輸出信用機関との再保険活用等を通じて、お客様のニーズに対応しま
す。具体的には、次のような取組を行います。

- ア) 中小企業輸出代金保険については、料率や引受金額上限の見直し等により利便性向上
を図ります。
- イ) 我が国企業の海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援については、海外
フロンティングに係る既存商品の見直しに加え、新商品開発を検討します。
- ウ) 海外投資保険については、てん補範囲等の見直しを行います。
- エ) プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供については、特有の決済条件等
により柔軟な保険設計が可能となるよう検討します。
- オ) 航空機分野については、航空機保険の制度設計及び関連規定の整備など、体制整備に
取り組めます。
- カ) 欧州債務危機などの国際的な金融危機への対応については、有事の際のセーフティネ
ットとして、政府及び関係機関と連携しつつ、お客様のニーズに即した円滑な資金供
給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応するとともに、信託流動化スキ
ームの利便性向上等、機動的に制度や運用の改善を図ります。

(2) サービスの向上

常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に取り組めます。

①お客様の負担軽減

パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施するとともに、保険引受申請や査定等の際にお客様にお願いする諸手続について、その必要性を検証し、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を進めます。また、分かりにくい制度や運用を明確化し、お客様の負担を軽減します。第四期システム（SPIRIT-ONE）については、お客様のニーズを踏まえオンライン機能を活用したWEBサービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。更に、各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を展開するお客様の保険手続に係る負担の軽減を図ります。

②意思決定・業務処理の迅速化

保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム（NEXTライブラリー）については、システム移行を検討の上、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、意思決定・業務処理の迅速化を一層推進します。

その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、一層の迅速化を進めます。

特に、中小企業のお客様向け案件については、お客様のニーズを踏まえ、業務処理の改善に取り組めます。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間は、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とします。
- ・ 保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内）に回答します。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡します。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡します。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答します。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続を的確に行います。
- ・ 「資源エネルギー総合保険」については、案件の相談受付後30日以内に、当該案件に関する引受方針、条件等の検討状況をお客様にお知らせすることとします。

(註) 信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者からの提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。

③情報提供の強化とお客様ニーズの把握

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘に積極的に取り組みます。

新聞等にNEXIの宣伝広告、引受案件や制度改善に関する記事が掲載されるよう積極的に働きかけるとともに、ホームページやパンフレット等を逐次見直し、広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上を図ります。

また、貿易保険を利用されたことのない中堅・中小企業等の潜在的なお客様への積極的な商品ご紹介を、セミナーや提携する地方銀行等との会合を通じて行い、新たな顧客基盤への浸透を図ります。また、こうしたお客様への支援に積極的な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。

また、お客様憲章の徹底を図りつつ、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえるとともに既存のお客様についても定期的な調査等を通じ、お客様のニーズに応じた商品性の開発や改善を行い、保険制度の一層の普及に繋がります。

(3) リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に取り組みます。

①リスク管理の強化

金融取引の高度化・我が国企業の対外取引の複雑化を背景に、高度・複雑かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にある中、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、引受審査基準を含め、現在の案件のリスク審査の在り方を随時見直すとともに、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の強化を図ります。さらに、ストレステストの実施に向けた検討を進め、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでのリスク管理を強化するなど、リスク管理体制の整備に取り組みます。

複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ります。具体的には、国際金融、カントリーリスク、財務、法務、貿易実務等の専門性向上を目的として、現在行っている各種研修の更なる充実を

図ります。

また、経済社会環境の変化、NEXI業務を巡る諸状況等を迅速・的確に把握し、必要な情報を適時適切に組織内で共有し、業務に活用するモニタリングを強化するほか、国内外の関係諸機関との連携による情報収集能力の向上等を通じ体制強化に取り組みます。

②質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう組織全体の専門能力向上に引き続き取り組みます。

国際金融、法務、財務、貿易実務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等により、高度な専門性と実践能力の向上に取り組みます。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、業務処理の迅速化にも留意しつつ、的確な査定を行うための体制を整備し、再発防止に取り組みます。具体的には、毎月、事例研究等を通じたノウハウの共有等を図るとともに、個別査定案件毎の問題点を洗い出し、マニュアルを整備することで、職員に周知し、的確な保険金査定の体制を整備します。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢の徹底及び適切な業務プロセスの確保のため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署の設置を検討し可能な限り早期に結論を得る等、内部統制の強化を図ります。

機密情報・個人情報保護を含む情報の厳格な管理に当たり、社内の周知徹底させるため、社内研修等の充実に取り組むとともに、管理体制の改善を図ります。

⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保

企業会計原則を踏まえた財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開等を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に取り組みます。また、引き続き、こうした情報を一層分かりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性についても十分に説明するなどして、日本貿易保険の業務運営の透明化に取り組みます。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図ります。当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。

また、新興国向けの国別引受方針は、国毎のリスクと国の政策を十分に踏まえ見直し、新興国への取組を強化します。

①新たな成長戦略への対応

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応した新成長戦略の実現に向け、政府と連携して鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援に一層積極的に取り組みます。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクの補完、商品性の改善等に取り組みます。

航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施するため、航空機保険の制度設計及び関連規定の整備等、体制整備を進めます。加えて、宇宙関連産業分野については、ファイナンス面の検討を進め、輸出支援に積極的に取り組みます。

②中小企業及び農業等の国際展開支援

中小企業のお客様の国際展開支援として、関係諸機関とも連携し、中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化します。

また、地方銀行との提携ネットワークの拡充等、民間金融機関や中小企業関係機関との提携を拡大し、業務フロー・マニュアルの策定、勉強会・セミナー等の開催を通じ、関係者間のノウハウの共有化を図るとともに、このネットワークを一層活用し、地域の中小企業にとっての利便性を向上させます。民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援など）の機会を拡大します。

更に、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても、セミナーへの講師派遣や関係機関との連携強化により、貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献します。

③環境・安全技術の普及

我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトについて、適切なリスク審査を行いつつ引受を拡大します。更に、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球環境保険の積極的活用等を通じ、世界的なCO₂排出量の削減、並びに持続的な世界経済の発展にも貢献します。

また、OECDにおける環境共通アプローチの議論等を踏まえ、速やかに環境社会配慮のためのガイドラインの見直し等に対応し、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備し、環境社会に配慮した対外取引の健全な発展に貢献します。

④諸外国との経済連携などの強化

各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者等の連携を推進することにより、貿易保険の利便性を高め、アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、現地日系企業や国際プロジェクトを支援します。具体的には、新規の再保険協定・協力協定の締結を推進します。また、これまで12機関の海外輸出信用機関と再保険協定を締結し、アジアの6機関とアジア再保険協定を締結していますが、ニーズの変化等に対応し、必要に応じ既存協定の見直しや再保険協定の新規締結等も随時実施していくことで、利便性の向上を図ります。

こうした取組を通じて、貿易保険制度に関する相互理解を深め、新興国も含む形での輸出信用の枠組に関する国際的議論の進展を促進するとともに、この実現に向けた取組を含め人材育成・情報交換など各国貿易保険機関との協力を推進していきます。

⑤資源・エネルギーの安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫等に鑑み、我が国の原油・LNG、レアアース・レアメタル等の資源の安定確保に貢献すべく、資源エネルギー政策を踏まえつつ、資源エネルギー総合保険の積極的かつ戦略的な引受を通じて、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的に支援します。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続するとともに、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断で影響を受けた我が国企業の海外現地法人向けの運転資金支援等にも積極的に取り組み、災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外に事業展開するお客様のニーズを確認しつつ、海外フロンティング契約の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡大などに取り組む他、適用スキームの拡充等を通じ、販売実績の向上を図ります。

②サービス提供の在り方の見直し

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。

また、近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことを踏まえ、民間保険会社の引受能力やサービス提供の状況を鑑み、また、保険会社に対する規制強化などの国際的動向も注視しつつ、適切な引受を実施するよう配慮します。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険等を収入原資として運営しているものであり、費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に取り組みます。

①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員的能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。また、円滑な新組織形態への移行に向けた準備を進め、人材育成等を含め必要な手当を行います。

なお、今後の独立行政法人改革（平成24年1月閣議決定を踏まえた組織・事務の機

動性の在り方の検討を含む)の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

②人件費及び給与水準については、独法改革の結果を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100とした指数）の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ります。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社へ移行する閣議決定（平成24年1月）を踏まえ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を行います。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量がお客様ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表します。

③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努めます。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。

④事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。民間損害保険会社への委託については、引き続き、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委託内容の拡大を図ります。

(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特会廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムの保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務の効率化・迅速化を実現します。具体的には次のような取組みを行います。

ア)平成24年度制度改正に対応するためのシステム改造を行った上で、円滑な運用の実現に努めます。

- イ) 内部統制等に係るシステム対応を進めます。
 - ウ) ITインフラについて、所要の更新を進めるとともに、併せて、事業継続等に必要
な強化を行います。
 - エ) システムの保守については、円滑なシステムの運用に努めつつ、保守費用の抑制に
努めます。
- また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切なセキュリティ対策
を実施し、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクル
を継続的に実施します。

3. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

（1）財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内
容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じ
た支出の抑制に努めるとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理及び回
収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

- ① 予算計画（別添1参照）
- ② 収支計画（別添2参照）
- ③ 資金計画（別添3参照）

（2）債権管理・回収の強化

① 民間回収専門事業者の活用については、過去の実績を踏まえ活用してまいります。また、
平成23年度に引き続き、お客様を対象に「債権回収セミナー」開催を企画、実施しま
す。

非常リスクに係る保険事故債権については、引き続き、パリクラブや債務国との間で
締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関
する諸外国との交渉に積極的に関与し、的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、引き続き、お客様の協力を得つつ、積極
的な回収に取り組みます。

② 商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査
定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に取り

組みます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に取り組めます。

- ③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

貿易再保険特別会計の廃止や独法改革の結果等を踏まえ、財務会計に係る諸規定・運用の見直しを進めます。また、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえます。

また、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールの遵守に配慮しつつ、収支実績等を踏まえた料率の適切性の確保に取り組めます。

4. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、平成25年度法案提出に向けた準備を進めるほか、円滑に移行するためにリスク管理の強化や内部統制の強化のための体制整備等必要な措置を検討し、講じうる措置は早期に着手するようにいたします。組織業務体制の在り方の見直しや特殊会社化後のリスク管理体制の整備・強化等の検討に着手します。

また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組を着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手します。

5. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

(1) 人材の確保

常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形

成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に引き続き取り組みます。

(2) 人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。

(別添1)

予算計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	18,766
正味収入保険料	11,621
正味回収金	2,000
受取利息	5,145
その他業務収入	—
被出資債権からの回収金	6,036
有価証券の償還	49,738
短期借入金	—
計	74,540
支出	
業務支出	56,728
正味支払保険金	19,544
人件費	1,247
国庫納付金	31,455
その他業務支出	4,482
投資支出	1,106
システム開発等	1,036
その他投資支出	70
有価証券の取得	—
短期借入金返済	—
その他の支出	—
予算差異	16,706
計	74,540

(別添2)

収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	27,921
正味支払保険金	19,544
業務費	5,729
その他経常費用	2,648
臨時損失	0
計	27,921
収益の部	
経常収益	13,626
正味収入保険料	11,621
正味回収金	2,000
その他経常収益	5
財務利益	5,145
臨時利益	6,036
計	24,807
純利益	△3,114

(別添3)

資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	56,728
正味支払保険金	19,544
業務費	5,729
国庫納付金	31,455
投資活動による支出	1,106
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	29,140
計	86,974
資金収入	
業務活動による収入	13,623
正味収入保険料	11,621
正味回収金	2,000
受取利息	2
その他業務収入	—
被出資財産からの回収金	6,036
投資活動による収入	49,738
財務活動による収入	5,143
前年度繰越金	12,434
計	86,974